

次の（設例）を読んで、問（１）、（２）に答えなさい。

（設例）

Xは、Y市における生活保護の実施機関である福祉事務所長Aに対して生活保護の申請を行い、令和4年4月28日、Aから生活保護法24条3項に基づく生活保護開始決定を受けた。その際、Aは、Xが統合失調症を患い、通院治療の継続が必要であることを知ったため、ケースワーカーとしてXを担当することになった福祉事務所職員Bらとともに、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度について検討し、Xによる当該制度の利用に至ったが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）45条1項に定める精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の申請の可否までは検討しなかった。

その後、Xは、精神科病院を受診して医師の診断書（以下「本件診断書」という。）を得た後、本件診断書を添えて精神障害者手帳の申請を行い、同年11月8日、精神障害者手帳2級の交付を受けた。続いてXは、同月16日、Y市福祉事務所に対し、本件診断書を得るために要した受診費用につき生活保護の追加支給を請求した（以下「本件請求」という。）。これに対し、Aは、同月30日、本件請求を認めた。ただし、本件請求時に本件診断書の写しを確認したBは、本件診断書が精神障害者手帳用の定型の診断書であり、そこには、Xが精神障害者手帳2級の交付要件を充たすことについて福祉事務所職員であれば認識できる程度の情報が記載されていたにもかかわらず、Xとの従前の面談等からXの統合失調症は基本的に改善されているとの印象を持っていたため、本件診断書がXに関するものであることのみを確認するにとどまり、Xに精神障害者手帳の交付の有無をたずねたり、精神障害者手帳の提示を求めたりもしなかった。

Xは、令和7年7月頃、自ら検索したインターネット情報により、精神障害者手帳2級の交付を受けていれば、保護変更決定を申請することにより、生活保護の基準額に加えて障害者加算というものが毎月もらえることを知った。そのインターネット情報には、生活保護法8条1項の委任に基づく厚生労働省告示「生活保護法による保護の基準」（以下「生活保護基準」という。）に基づき、所定の障害のある者の生活保護について障害者加算が認められること、また、法令の委任に基づくものではないが、厚生省（当時）社会・援護局保護課長通知「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付け社援保第218号。以下「障害程度判定通知」という）において、精神障害者手帳に記載する障害の程度によっても障害者加算を認定できるとされていることが明記されていた。

驚いたXがさらにインターネット情報を検索すると、厚生労働省社会・援護局保護課長平成21年3月31日付け事務連絡「生活保護問答集について」において、「加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきである。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。」と記載されていることがわかった。

Bから精神障害者手帳の交付を受けた場合の届出について説明されたことがなかったXは、少なくとも障害者加算制度についてBが説明してくれていれば、令和4年12月以降障害者加算を得られたはずであると思うに至り、直ちにY市福祉事務所を訪れ、AとBに対して詳しい説明を求めた。

問（1）（配点：15点）

生活保護基準と障害程度判定通知との法的性質の違いについて、説明しなさい。

問（2）（配点：35点）

生活保護変更決定に係る仕組み、生活保護法61条による届出義務の趣旨などに基づきY市側の反論を想定しつつ、Xの立場に立って、本件におけるAの調査義務違反を主張しなさい。その際、障害者加算を含む生活保護制度の内容がきわめて複雑であることも考慮に入れなさい。

【資料1 生活保護法（抜粋）】

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（最低生活）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持

することができるものでなければならない。

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

(申請保護の原則)

第7条 保護は、要保護者……の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 [略]

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 [略]

2 [略]

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4～8 [略]

9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 [略]

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。……。

3 [略]

(資料の提供等)

第29条 ……福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施……のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(……)第3条第2項に規定する共済組合等(……)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(……)

二〔以下略〕

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

【資料2 精神保健福祉法(抜粋)】

(精神障害者保健福祉手帳)

第45条 精神障害者(……)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(……)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

3〔以下略〕